御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、 個人情報を削除したものを掲載しております。 また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年4月10日

御船町農業委員会

令和5年4月定例農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和 5 年 4 月 10 日(月) 13 時 30 分~14 時 57 分
- 2. 場 所 保健センター 2階 研修室
- 3. 農業委員(14名)

会 長 1番 富田 早苗 会長職務代理者 2番 荒木 義一

 委員3番 坂本 保男
 委員9番 德永 廣敏

 委員4番 野田 孝光
 委員10番 渡邉 義高

 委員5番 藤岡 雅子
 委員11番 芥川 誠

 委員6番 大西 敬一
 委員12番 福島 則義

 委員7番 森田 優二
 委員14番 吉田 敏郎

 欠席者7番 森田 優二
 11番 芥川 誠

最適化推進委員 9名

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 14 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第 15 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 7 議案第 17 号 前年度事業実績及び今年度事業計画(案)について
- 8 議案第 18 号 農地法第 25 条 (和解の仲介) について
- 9 報告第 11 号 「耕作証明書」発行について
- 10 報告第 12 号 非農地判断について
- 5. 農業委員会事務局職員

課長井上辰弥課長補佐松崎邦寿主査前川俊司主査松永ちえ

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、

7番 森田委員、11番 芥川委員から欠席の連絡を受けております。欠席者2名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員9名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、4月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いします。

議長 はい、こんにちは。新年度第1回目の総会ということで、よろしくお願いしたいと思います。それでは、本日の議事録署名委員を、8番池田委員、9番徳永委員よろしくお願いいたします。それでは、議案第14号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。 ≪議案第14号を説明≫

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番池田 委員説明をお願いします。

8 番 3月29日に現地の確認を森田委員と永本委員と事務局で行いました。資料は4ページ、6ページをご覧ください。場所は445号バイパス、今城の入口から大きな交差点がありますけど、農免道路から曲がった角の所になります。とても見やすい所であります。写真を見ると、ジャガイモの作付けがされていましたけど、ここは、毎年親子間の耕作ということで、今回の申請に至りました。3ページの調査書をご覧ください。第2項の要件はすべて充たしており、何ら問題なく許可相当と判断しております。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。親子間の譲渡ということですね。ご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。 はい、続きまして、申請番号②番、担当の徳永委員説明をお願 いいたします。

9 番 はい、わかりました。3月28日に、川地推進委員と事務局といつもの代理人で現地確認を行いました。場所は、8ページの

場所は分かりにくいかと思いますが、以前申請していた場所の近くになります。位置的には陣になりますけど、2筆ございまして、1筆は、〇〇さん(譲渡人①)で、もう1筆が〇〇さん(譲渡人②)でございます。分かりやすい方から言いますと、写真が10ページになります。この写真を横にしまして、左上の方にちょこんと飛び出たところがありますが、今回の申請人の土地がありまして、そこが侵入口になるのですが、譲渡人の入り口が無い土地になります。最初は話がなかなかつかなかったのですが、今回話がまとまりまして3条の所有権移転の話になりました。最初の1筆目になりますが、陣の民家の近くになりますが、この写真は9ページになります。この前ちょっと曰く付きで申請前にジャガイモが植えている場所の近くになります。これに関しましては、11ページに譲渡人から申請人に向けた同意書が付いております。これについては、事務局から説明お願いします。

事務局

これについては、先月か先々月に同様の案件がありましたけど、 その時に会長からこのような案件の時には始末書を書いても らったらどうかということがありましたので、申請書を提出さ れる際に、相手の代理人から同意書という形で提出されました。 以上です。

9 番

ありがとうございました。そういうことで、ここに書いてありますように、場所的に続きの場所になりますので、先に相手方から許可をもらっているということで、今回こちらについておりますので、これでよかったのかなと思っております。7ページの第2項の内容には合致しております。かなり広い土地を所有し、ジャガイモや野菜を作られる計画が出ております。2筆ともいいだろうとのことで許可を致したいと思いますが、皆様のご意見・審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、只今のご説明に対してご質問・ご意見はございませんか。なら、私の方からこれ同意書で地主から新しい地主に対していいですよという書類ではないですか。だからジャガイモを植えていいですよ。これは農業委員会としては、申請が出て、諮って許可が出てから何でもしなくちゃいけないじゃないんですか。個人同士の相対でいいですよ、悪いですよと、こんな書類が出たからいいですよ。そこまで目くじらを立てて言うことではないんですよ、実際は。

正式な手続きとしてするのが当たり前でしょうね。前回、私が言ったのは、ここで審議する前に相対で植え付けをしている、うちに対して、農業委員会に対して、申請人が始末書をつけて申請するのが本来することじゃないんでしょうか。皆さんどう思いますか、おかしいですか。だからって、今回の申請を差し戻して出し直せとは言いませんよ。今度もし、こういったことがあった場合は、今回の申請では許可できないんではないでしょうか。あんまり細々言っているように聞こえるかもしれませんが・・・

事務局

今回は、同意書が申請者から提出されたのですが、今後は始末 書案件として対応したいと思います。次回からは、再度指導を 徹底して今後無いようにはしますが、始末書案件に変更して相 手から提出させて農業委員会総会で諮りたいと思います。

議長

始末書としても、今まで通り大した効力がないんですが、こんなことは言わないでほしいのですが、ここ何十年も、始末書ということで来ているので、ここのところは、申請者として、正してもらわないといけないのではないのでしょうか。皆さんはどうお考えでしょうか。ということで改めてご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長では、全員賛成で許可といたします。すいませんが、この道(申 請地番(○○番)は何ですか。

9 番 この裏は山になっている。この先が土手になっている。

議 長 これは里道かなんかになっているのですか。この道みたいになっているのは。小さい道からずーっとつながっているのは。これは、道じゃないと。

9 番 すいません、○○番ですか。

議長 ○○番の方に、地図ではずーっと細か道が行っとるじゃないで すか。これは道ですか。

9 番 これは、里道の跡ですね。この先は山になってる。

議長申請人は、この外は里道になってる。

事務局 この道は、里道の道は、本来であれば、農地に該当すると思う のですが、実際に申請人から話を聞いたところ、法面にあたる。 今は。地籍のほうでは、確認したところ、大体法面にあたります。今回のこれが買い上げられたということです。

議 長 そうなりゃ、これは畔たい。

事務局 現存の地籍調査の結果では、現存の里道については、法面にあたる。杭も何遍も打ってありますので、ここをどうにかしないと、入る道もないということで。今回、交渉によって申請に至っていると。

議長 ここには土場は打ってあると、写真を見る限りは。

事務局 そこまでだったです。段違いで下にいっている。入口は、さっき9番が言われたように、奥からあったんですが、その入り道が法面になっていたものですから、実際は谷になっとったところですよ。

議長 実際は、よくあることだね。

事務局 議長が言われたように、左側の方は、また購入の方はあっていないようです。地籍調査の字図から見た限りでは。

議長
法面から町道までは、民間と民間の方であるわけですか。

9番 すべてかと言えば語弊がありますが、白い場所はほとんど。上 の方に 1 件だけ家がありますけど、そこのところに○○番の ところに、この間 1 件申請がありましたよね。

あとは、ほとんど合わせて2町5反位あるんでしょうかね。

議長 はい、わかりました。それでは、申請番号③番また9番徳永委 員説明をお願いします。

それでは、12ページから14ページにありますが、今度は陣に 9 番 あります○○(申請人)から譲受人が3条で所有権移転を提出 されています。こちらに写真がありますけど、これは、田んぼ になります。場所的には、14ページの県道嘉島甲佐線の、逆 に見た方が分かりやすいかもしれませんが、下の方が、芝原と いうところで甲佐町です。それから交差点、上の方が大体、陣 の圃場があるところです。申請人と言いますと、やまいでの方 になります。左上の家がある集落は陣になります。そこで土地 を見てみますと、分かりますが、15ページになりますが、大 体1反ずらっと並んでおりますが、大体4筆ありますが、1反 ものが2筆並んだような形状のところになります。ここは、沼 間口というところで、今度、申請が上がったところになります が、現在は見てのとおり麦が植わっております。現在麦を作っ ている人がおりますけど、今度は所有者が変わりますので、今 度は麦かジャガイモかそういう風になるかと思いますが、スム ーズに所有権移転をされておりますので、第2項についても さっきと一緒ですので何ら問題はないと思われます。皆さんの ご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。これ結局は、申請人が前の申請のあったところが見えているわけでしょ。右のほう。道が途中でなくなっているのがね。土手の下ということですね。

9 番 村から大分離れたところということですね。

議長 場所的には。コンビニから斜めに入ったところあたりですね。

9 番 コンビニから斜めに入ったところです。

議 長 それでは、ご質問・ご意見ございませんか。はい、それでは許 可相当と思われる方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。はい、全員賛成で許可とします。続き まして申請番号④番担当の福島委員説明をよろしくお願いし ます。

12 番 はい、3月29日に事務局と田中推進委員と現地を確認しました。場所につきましては、18ページですね。国道445号のバイパスを○○に向かって今城の御船の方面に向かって町の浄水センターに向かって浄水センターのすぐ近くですけども、そこの田んぼということになります。写真につきましては、19ページにあります。今は、現地は草が生えているのですが、稲作を行いたいということです。第2項の必要事項については、全てOKでございますので、何ら問題はないというふうに判断いたします。皆さんの審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問・ご意見ど なたかありませんか。

3 番 すいません、これの件とは、違うんですが、個人情報の関係も あると思うんですが、例えば、購入者の年齢なんかを教えてく れませんか。

12 番 年齢を言っていいか分かりませんけど、○○さん(譲渡人)は 既に90歳ということで、実際、耕作はできないということで、 ○○さん(譲受人)に譲るというのが今回であります。

議 長 3番、年齢は、何故に必要ですか。

3 番 同じ農業者として、いくつくらい方が農地を購入されるのかな と思ってですね。その辺の関心はあるもんですから。

12 番 今回についても、本人がどうもこうもいかんということです から。 議 長 すぐそばに植えようとしようとしているのか。ほかにご質問・ ご意見ございますか。何かございませんか。

8番 ありません。

議 長 はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。 全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございました。はい、それでは全員賛成で許可相当 といたします。続きまして、申請番号5番担当の野田委員説明 をお願いします。

4 番 はい、3月30日に事務局と上田推進委員と現地を見に行きました。現地は、22 ページになります。青い線が益城矢部線です。平坦と比べると分かりづらいと思いますけど、1ページに町全図がありますけど、町から 17km ほど吉無田方面に上ったところで三間伏という部落があります、その中の一画です。三間伏の部落に入って、前は○○商店という店がありましたけど、そこから坂上の方に上ったところです。写真は23ページになりますけど、現状は、きれいにしておられます。○○さん(譲渡人)から○○さん(譲受人)に農地があるので買ってくれないかと相談したところ、買ってもいいよということで今回の3条申請になりました。21ページの第2項については何ら問題ないので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。

2 番 ここで、許可するとは構わないけど、山都町市原というなら、 だいぶ遠いところから作りこらすとだろか。

4 番 ○○さん(譲受人)は、吉無田やら干無田の方面でキャベツを 作りに来ています。

2 番 それじゃこれだけじゃないとか。

4 番 そのツテで、今回○○さん(譲受人)の方に話がいったようで す。

議長 それで、今回は、もとから〇〇さん(譲受人)が作りよらした わけじゃないとですね。

4 番 そもそも、所有者も年で耕作ができないですから、違う人に協力をお願いしてたところです。なかなか見つからなくて、最終的に今回は○○さん(譲受人)になったんですよ。

議 長 猪とか鹿とかの被害はないんですか。もちろんあるでしょ。 4 番 もちろんありますよ。杭などをして包囲しております。でない とまず普通にしとるとやられてしまう。 議 長 今まで、ここは米かなんか。

4 番 ○○(譲受人)氏は、出来ればここにキャベツを植えるかもしれないし、あとは○○(譲受人)さんの考えがあるので。

議 長 なかなか微妙にまざっていますね。

4 番 山間部はほとんどこういうところです。

議長
ほとんど仕事がしよかごつですね。

4 番 平坦のように土地が真四角にはなっていませんが、山間部では、 結構。

9 番 キャベツは猪とか食べないんですか。

4 番 キャベツの耕作しているところは、あんまり被害が出ていない ようですが、

議 長 稲の被害のように引っこ抜いたりせんと。

4 番 せんごたる。あんまり電柵とかは見ないですね。

議長 鹿もおっと。

4 番 鹿もおります。

2 番 鹿も2メートルくらい。

議長柵したっちゃ。

4 番 去年も鹿が出てきて、畔べたに 2 株から 3 株くらいは、ある 程度こんくらいになったら、上の方だけを食ってしまう。

議長野菜は、稲は。

4 番 ····

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 (ありません)

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいた します。

全委員 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。 続きまして、議案第15号を提案いたします。事務局の説明を お願いいたします。

事務局 議案書の4ページをお願いします。

≪議案第 15 号を説明≫

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番私の 担当ですので、説明いたします。

1 番 場所はというと、小坂小学校の方から西の方の万ヶ瀬という方 向に向かったところにございます。左側になります。この地図 で見る限りでは、申請地と書いているラインに白地になっていますが、これは、古い地図でしょう。この辺の家が建って、この赤い申請地しか農地が残っていない。ですから、この辺に家を建てても何の影響もないということです。今回の申請になっております。これは譲受人の貸人の娘婿になります。親子間の申請になります。一般基準の1番から10番までは何ら問題ありません。総合判断も許可相当ということでなっております。皆様のご質問・ご意見をお願いします。ありませんでしょうか。ありません。

全委員

それでは許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

議 長 全委員

(全員挙手)

議長

全員賛成で許可といたします。では、続きまして申請番号2番 福島委員、説明をお願いします。

12 番

はい、3月29日に田中推進委員と事務局と現地の確認を行い ました。最初に場所の説明をします。34 ページをお開きくだ さい。ホームセンターの国道 443 号を益城方面に行きまして ホームセンターの東側、反対側の農地の一部になります。県道 の田代御船線がホームセンターのすぐ横から吉無田の方に上 っていくのですが、その一部のその辺の付近の土地について1 筆の 371 ㎡のうち 10 ㎡を申請です。これにつきましては、1 月に同様の申請が出ています。看板の申請です。これは、今日 終わってから見ていただく土地の一部になります。写真がある のですが、35ページにあるのですが、今日、皆さんの手元に ある資料を、ここの右のほうに白いものの三角に見えるものが、 これが1月に許可した看板になります。結局、道路に並行して 看板が設置しているものですから、よく見えないということで もないのですが、益城から来た時の交差点に設置しておくとよ く見えるだろうということで、ちょうど交差点ですし、交通の 支障がならないところになっておりますので、この位置に立て 看板を設置したいということでございます。一般基準の 1 か ら 10 までの必要事項については、該当する事項については、 全て適当となっております。総合判断として許可相当というこ とになっておりますので、皆さんのご審議をよろしくお願いし ます。

議長はい、ありがとうございました。

12 番 ちょうど、この写真の端の方に、あれがあって、携帯の中継局。

議 長 ところで、今回の買収の話あった敷地ですか。

12 番 そうです。入っています。

議長ということは、道を跨いでいるということ。その真ん中の道を 跨いでいるということですか。ホームセンターの真ん前とその 道を跨いで。

12 番 はい、今日行っていただきますと分かりますが、道路がある、 用水路がある、排水路がある、そういう範囲になっています。

議 長 なら付け替えですか。

12 番 はい。

議 長 他にご質問・ご意見はございませんか。それでは、許可相当と 思われる方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長はい、それでは、全員賛成とのことで許可相当といたします。 それでは、続きまして議案第16号を提案いたします。事務局 に説明をお願いいたします。

事務局 議案書の6ページをお願いします。 ≪議案第16号を説明≫

議 長 はい、ただいま、事務局の説明に承認についてご意見ございま せんでしょうか。

3 番 すいません、知らんで申し訳ないですが、面積が載っていますね、水田にしろ、畑にしろ、水田は今、水田の基本台帳、営農計画書を書いとるばってんが、水張りで算定されますよね。農業委員会で出てくるのは、畑なんかは、水張面積は、なかけんが。

事務局 事務局から報告します。今、坂本委員からありましたが、今回 こちらに載せているのは、あくまで公簿上の面積です。登記上 の面積です。水張面積につきましては、再生協議会では使いますが、町の農業委員会に関しましては、あくまで登記上の関係で公簿上の面積を活用しています。

3 番 はい、わかりました。

議 長 はい、いいですか。それでは、只今の事務局の説明で了解いた だける方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長はい、ありがとうございます。それでは、続きまして、議案第 17号を提案します。事務局の説明をお願いします。 事務局 はい、それでは 11 ページをご覧ください。 ≪議案第 17 号を説明≫

議 長 あの、事業計画の最後のページになりますが、たしか 11 月頃 2 泊 3 日の皆さん積立をしていらっしゃるので、研修旅行を計画しておりますので、また、皆様方のどっち方面に行きたいかの日程調整をしながら皆さんを呼んでいきたいと思っています。まずは、場所をね、どこに行きたいかのアンケートを取って、ある程度の地区に絞って行きたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いします。これ先ほど事務局からありましたけど、町の研修ですね、県内と書いてあるのを、九州内に変更とのことですが、これは、予定では 9 月頃になっておりますが、皆さん 9 月頃でいいですか。この前は、寒い時期に別府に行った、あれ何年くらいだったかな、この前も 9 月か 10 月くらいだったですかね。こちらについても、皆さんと相談しながら決定したいと思います。それでは、事務局の説明に賛同いただける方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。それでは承認といたします。続きまして、議案第18号事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、15 ページをご覧ください。 ≪議案第 18 号を説明≫

議長 はい、ありがとうございました。これ、担当農業委員を、成立 してからじゃなかつや。結論が決まってないうちから立ち会わ なんと。

事務局 まず、最初は、最終的な所で、前の段階のところで相手の言い 分を聞いて。、

議 長 最初は、前のところで、何回かやり取りして、個別の対応をして、最終的に農業委員会に諮る前に、委員が立ち会わなんて聞いたんだが。

事務局 まず、会長(議長)が言われた通り、何度か寄って、和解の仲介にあげて、その結果を農業委員会の総会に諮って、また、最終的に本人たちに結果を通知する。

議 長 うちで審議時には、もう話がついとっ時に審議するわけだろ。 事務局 報告する時には、前言われた通りある程度決まっているのです が、総会に諮ってこれを・・・・

議長 そのために最後に担当農業委員に見てもらわなんと。また、今 回も見てもらわないと。折角、暇暮らししたのに何もならんと。

5 番 もしかしたら、申立人が、前回の仲介委員と代わってほしいと 言われるんじゃないか。

事務局 多分そこまではないんじゃないかと。県が入るということで了 解をもらった。

2 番 最後の最後に、和解の仲介で協議が不十分ということなら、十 分になるまで農業委員会は口出されんわけですか。

議 長 申請者同士が協議不十分ということになっている。結局は。い つ、仲介を止めていいかはわからないですよ。担当の農業委員 さんはずっと付いてかなくていいですよ。事務局が対応します ので。最後でよかよ、話が見えてからで。

事務局 先ほど言われた通り、早急に対応したいと。

議 長 ばってん、申請書から、仲介委員を代えてくれとは言われてな いからね。

事務局 基本的に今回は、前回協議を打ち切っているから再度、和解の 仲介をしていただくことになったと

議 長 乗り掛かった舟だから最後までしてもらうことに、今回も前回 と同じ委員ということで。

担当委員 (はい)

議 長 はい。それでは、事務局の説明に対して、承認していただける 方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認といたします。 続きまして、報告を続いて事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の16ページをお願いします。

≪報告第 11 号を説明≫

それでは、18ページご覧ください。

≪報告第 12 号を説明≫

議 長 ここに配布している資料とか説明しないでよかつか。各々ご覧くださいで。農業者年金の資料とか、基盤法の改正とかありますので、中身は眺めておいてください。はい、それで、本日の議事はこれで終了いたします。その他で説明があれば、事務局から。

事務局 《配布資料等の説明》 議 長 はい、それでは、以上です。ありがとうございました。

> 上記の顛末を記載し相違なきことを 証明するためにここに署名する。

> > 8番

9番